

令和3年2月25日(木)

開会 (9:56)

○坂上清一委員長

開会宣言。出席委員が9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「条例の一部を改正する条例」2件、「財産の無償譲渡」1件、「総合整備計画の変更」2件、「指定管理者の指定」2件の計7件である。

議案の審査に入る前に、副市長よりあいさつをお願いしたい。

○高橋副市長

おはようございます。今日は大変いい天気です。通勤途中見ると梅の花が咲いていた。先日、読売新聞社が実施したアンケート調査で東京オリンピックの可否について、「中止した方がいい。」「延期した方がいい。」「開催した方がいい。」ちょうど3分の1くらいずつの結果だった。そんな中で今週の23日火曜日にふれすぽで聖火が展示された。寒い日で人が来ないかと心配したが約1,600人来場した。多くの議員にも来場いただきありがとうございました。市民もそれだけオリンピックに関心があるのだと。何とかコロナがおさまりを見せて通常通り開催できればと思う。本日は案件が7件であるが、審議をよろしくをお願いしたい。

議第20号 胎内市税条例の一部を改正する条例

安部税務課長説明

このたびの条例改正は、令和3年4月1日から大長谷郵便局及び鼓岡郵便局において、諸証明交付事務を取り扱わせることとしているが、地方税法で規定している納税証明事項に「個人の市民税に係る所得に関する事項」いわゆる所得証明書が含まれていないことから交付できるよう地方税法に基づき本条例の納税証明事項にその規定を加えるものである。条例の施行期日は公布の日から。

質疑

○渡辺宏行委員

いいことだと思うが、諸証明の発行が4月1日から、大長谷郵便局と鼓岡郵便局になった経緯は。

○小熊総合政策課長

前にも話したかもしれないが、諸証明を入手できる場所が本庁舎、黒川庁舎、乙と築地の諸証明交付所になる。発行所からおおよそ半径4kmの円を描くとその地域すべて含まれる形になるが、大長谷、鼓岡地区においては一番近い黒川庁舎から4km以遠になり他地区に比べ不便であった。今回両地区にも他地区と同様のサービス提供ができるように郵便局にその事務を取扱わせることにした。コロナ対策ということで交付金もあり、この機会にサービスの平準化の観点からこのような取り扱いとした。

○渡辺宏行委員

鼓岡郵便局1か所でもいいと思うが2か所にした理由は。

○小熊総合政策課長

鼓岡郵便局1か所だと大長谷地区の関川村に近い方が4km以遠になるし、大長谷郵便局1か所だと新発田市に近い坂井が4km以遠になる。市内全域4km圏内に諸証明交付所を設けるという趣旨から両郵便局に取扱わせることとした。

○森田幸衛委員

提案理由には両郵便局の名前が書かれているが、条例には書かれていないのは。

○小熊総合政策課長

郵便局に事務を取扱わせることができるようにする法律では、郵便局で取扱うことができる税に関する証明は、地方税法で規定しているものに限となっている。所得証明に関しては、法律の中で規定されているものでなく市の独自判断でサービス提供しているものである。税条例の中には「列記されたもの以外に条例で定めた場合は」と明記されている。それに基づき市の税条例に所得証明の事項を加えることにより、郵便局でも地方税法に基づく取扱いという位置づけになる。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 26 号 胎内市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

田部総務課長説明

消防団員数の今後の見通しに基づき定員の見直しを行うとともに、団員確保に向けて処遇改善を図るため、団員の報酬額を引き上げるもの。

また、消防団員に係る様々な退職報奨金、負担金が定数条例によるとなっている。定数と実団員数とに乖離が生じ無駄な負担金を削減するため定数の見直しを実施するもの。

なお、団員の報酬は、総務省消防庁より処遇改善のための報酬引上げの通知も発出されている。

質疑

○小野徳重委員

団長はじめ他の階級の報酬改定は考えなかったか。

○田部総務課長

今回は団員のみ報酬額改定になっている。平成 31 年 4 月に団長、副団長は据置いたが、分団長、副分団長、部長、班長、団員は報酬を引き上げた。団員については、2 年前に 17,800 円に上げたものを今回 20,000 円に上げるもの。総務省消防庁等から 20,000 円以上に引上げ若い団員の確保に努めよとの通知も発出されていたため、まずは団員の報酬を改定するもの。

○小野徳重委員

手当関係の改定は 2 年前に行ったか。

○田部総務課長

平成 31 年 4 月に報酬と同様に災害火災時の出動についての費用弁償も活動実績に見合っ

た手当の改正を行っている。訓練、災害出動（夜間）又は夜間以外の出動、長時間にわたる災害火災等の加算も含め条例改正を行っている。

○渡辺栄六委員

団員確保目的で報酬を上げるが、年報酬で2,200円は低いと判断するが、この2,200円で団員確保につながるのか。また近隣市町村の報酬額は検証しているか。

○田部総務課長

20,000円の報酬額で確保するのは難しい状況であるが、学生の消防団加入制度もある。そのようなものも十分活用しながら対応したい。2年前の条例改正で訓練や演習に参加しなくても経験能力のある団員については、災害時火災時のみ出動する機能別消防団員の制度を設け募集している。減少しないように歯止めをかけられるように努力したい。近隣の報酬の状況は、県内の団長から団員までの平均報酬額が22,000円。市の引上げ後の平均額は23,837円で県平均を若干上回る。県の消防ポンプ大会につながる市の消防ポンプ大会、新発田、聖籠、胎内の地区支会のポンプ大会で同じ消防団員ということで報酬額の統一化均一化できないか検討中だが財政状況等の事情があり難しい。いずれは地区支会、広域消防本部と協議しながら進め、報酬額を引き上げることにより新発田地域広域消防の署員、消防団員の確保につながるよう働きかけていきたい。

○渡辺宏行委員

基本団員の根拠は。どの地区で消防団のなり手がいないのか。

○田部総務課長

基本消防団員とは機能別消防団員以外の団員。来年度組織の見直しも含め全消防団員からヒアリングやアンケート調査を実施している。その中で出動手当や報酬額の見直しなども議論していきたい。減少に伴い令和3年4月から大長谷、小長谷、鋤江、須巻、下荒沢、持倉、黒俣の18、19分団を18分団に再編統合する。

○渡辺宏行委員

市の規模からの理想的な団員数は。

○田部総務課長

消火栓の配置基準と同様に目安やガイドラインなどの基準が消防法並びに関連する法令等であると思われるが手元に資料を準備してないので後ほど回答します。(後ほど回答有り)

○小野徳重委員

機能別消防団員は条例定数に含まれるのか。

○田部総務課長

含まれる。

○小野徳重委員

団員の確保について、報酬を年間2万円にしてもそれほど魅力を感じないと思う。ポンプ操法大会の訓練が嫌で入りたくないという若者も多いと聞いている。地区支会、県の事業のあり方も考えていくべきだろうと思うがいかがか。

○田部総務課長

コロナ過でポンプ操法競技大会の見直しも必要になってきていることから、地区支会、3市町の競技操法大会についても今後検討見直しを進めていかなければならないということので近々会議が開催される予定。ポンプ操法大会に向けた訓練が毎週仕事の終わった夜間行われ、一生懸命頑張っている団員の労苦に応えるためにも訓練に対する費用弁償的なものの引上げも一緒に見直していかなければと個人的には考えている。

○森田幸衛委員

確認ですが、定数を740から680に下げるが、それは実態に合わせた定数改正でもともと定数に達していなかった。定数削減されてもやる気のある方に辞めてもらう必要はないですよ。

○田部総務課長

団員確保ということで全団員にヒアリング、アンケート調査を実施している。団員を続けるためには何が必要か。報酬額も含めヒアリング、アンケート調査を実施して改めて条例改正、見直しを考えている。令和2年12月1日現在の実団員数666人。退職報奨金など様々な負担金を市町村総合事務組合に支払っている。これが条例定数によって算定されている。今後、経費削減した分を手当に充てるなど考えていく。

○森田幸衛委員

削減した定数で、しばらくは安定的な団員数として大丈夫か。

○田部総務課長

この条例定数を維持・堅持できるような団員確保に努めたい。そのために出動手当、ポンプ操法に対する夜間の訓練手当などアンケート調査の意向を踏まえ対応していきたい。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 31 号 財産の無償譲渡について

田部総務課長説明

笹口浜地内に所在する土地 2 筆について、笹口浜区自治会へ無償譲渡したく、地方自治法第96条第 1 項第 6 号の規定に基づき、お諮りするものである。当該土地については、登記簿上の所有が「大字笹口浜」となっており、以前から自治会用地として管理している。令和元年第 3 回定例会においても、同様の事由で31筆の土地の無償譲渡を議決したが、当時、農地法上、地目変更手続を経ないと所有権の移転ができなかった土地 2 筆について、このたび地目変更手続が終了し、譲渡の申出を受けたことから、これを承認して権利関係の整理を行うものである。

質疑

○渡辺秀敏委員

固定資産税はどうなるのか。

○安部税務課長

固定資産税は所有者課税になるので笹口浜区自治会の所有になればそちらに課税される。

○渡辺秀敏委員

今まではどうなっているのか。

○安部税務課長

市の所有ということで課税されていない。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 32 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

小熊総合政策課長説明

現在、令和元年度から令和3年度までの3か年の計画に基づき、公共的施設の整備を進めている大長谷、鼓岡両地区と下赤谷と太田野原をその区域とする黒川東部辺地について、事業費の増減及び事業の追加があったことから計画の変更について議会の議決を求めるものである。変更の内容は15の事業において事業内容等の精査に基づきそれぞれ金額の増減を行うもので、特に事業番号13から16のリゾート関連施設において大きく見直しが行われている。これに加えて、事業番号3、区域図の方では赤丸の3で示されている「市道坪穴竹ノ花1号他道路改良工事」を新たに盛り込み、事業費総額で3,845万5千円の減額である。これらの財源においては、事業費の増減に加え、一部特定財源が増額となる関係で辺地対策事業債の予定額は7,010万円の減となっている。

質疑

○小野徳重委員

17項目の事業のうち完結しているものはあるか。

○小熊総合政策課長

各課において進捗管理をしてもらっている。資料を持ち合わせていないので後ほど回答します。(後ほど回答あり)

○森田幸衛委員

10 数件に大きく変更があったとのことだが行おうとしている整備の概要を簡単に教えてほしい。

○小熊総合政策課長

先ほど答えたとおり事業実施については所管課で行っている。当課では辺地計画の金額的な取りまとめで、説明資料を持ち合わせていないので後ほど説明しますが、リゾート関係施設については話を聞いているので説明します。事業番号 13 の樽ヶ橋遊園改修工事においては、駐車場整備工事に関連する費用が新たに増額になっている。交流促進施設にあっては、機械設備工事の関係で 3,750 万円ほど増額。胎内スキー場改修工事にあつては、内容の見直しで、駐車場の整備費、リフトの一部、胎内ロッジの屋根の落雪対策に関する設計費で 1 億 5,400 万円減額した。奥胎内ヒュッテにあつては、駐車場の整備工事の部分を令和 3 年度までには行わないこととし 2,800 万円減額した。すべて説明できず申し訳ありません。(後日追加資料あり)

○八幡元弘委員

3 か年で終わらなかつたら次の 3 か年に繰り越せるのか。それとも 1 回上げたものはその 3 か年で行わないと手を付けられないのか。

○小熊総合政策課長

この整備計画の期間が概ね 3 年となっているので 3 年ごとに計画を進めるが事業自体それに縛られない。例えば、事業番号 10 の夏井・坪穴・川合地区の基盤整備事業は今回大きく減額しているが、令和 3 年度から工事に着手する予定が先送りになった。これは令和 4 年度以降に継続して事業が行われる。この計画の 3 年に事業期間は縛られません。

○八幡元弘委員

これらは、コロナに影響されているのか。辺地債への影響はどれくらいか。

○小熊総合政策課長

コロナの影響はないものと思われるが事業費の増減については辺地債の年間に借入れができる金額が決めてくるので、要望は上げるが満額が辺地債発行対象事業として認められるものでない。その内今年度は胎内市においてはいくらまでと示される。これは全国の辺地債の総額が定められていて、それを配分する関係で確保できる金額が年度ごとに決められてくるので、それに基づき事業の優先順位などを見定めるため増減が生じる。

○森田幸衛委員

事業番号5黒川中学校給食設備整備事業はいずれ完結すると思うが、給食センターには行かないのか。

○小熊総合政策課長

市内小中学校全て給食センター方式になった。それに伴い、黒川中学校の給食の搬入口を整備する事業。トラックで運んできた給食を受け取る設備ですでに終わっている。

○坂上清一委員長

答弁の保留があるが採決に進んでいいか。

(いい。)

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

小熊総合政策課長説明

現在、これも令和元年度から令和3年度までの3か年の計画に基づき、公共的施設の整備を進めている村松浜、中村浜、笹口浜をその区域とする築地西部辺地について、事業費の増減があったことから計画の変更について議会の議決を求めるものである。変更内容は5つの事業において、事業内容等の精査に基づきそれぞれの金額の増減を行うもので、特に塩の湯

温泉関連施設の改修事業において大きく見直されている。事業費総額で6,910万円の増額となっている。この財源としては辺地対策事業債の予定額を6,870万円増額するもの。

質疑

○渡辺秀敏委員

塩の湯の改修内容としては浴槽と脱衣所の改修だったが、事業番号5は、約3,600万円、4番でも2,500万円位増えているが、他に追加があるのか。

○小熊総合政策課長

商工観光課で所管している内容であるが、金額的に大きな変更があったので内容を確認している。内容としては委員も話された脱衣所、浴室の建築改修工事、機械設備改修工事、電気設備工事で両施設とも同内容のものを増額するもの。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

○小熊総合政策課長

先ほど保留した答弁について話します。黒川東部辺地の終了している事業は、4番栗木野除雪センター除雪機械購入事業、先ほど話した5番黒川中学校の給食搬入口整備に係る事業、9番栗木野新田の消火栓設置事業、16番奥胎内ヒュッテ改修事業。先ほど駐車場の事業を取り止めたことで今年度までに終了。最後の黒川診療所改修事業も令和元年度で終了している。

議第34号 公の施設に係る指定管理者の指定について

佐藤生涯学習課長説明

これまでたけしま地域ふれあいセンターを地元の自治会である苔実区を指定管理者として管理をお願いしているが、令和3年3月31日をもって5年間の指定管理期間が終了することに伴い、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、引き続き苔実区を指定管理者に指定し、その管理運営を行わせたくお諮りするものである。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について

佐藤生涯学習課長説明

これまで柴橋地域ふれあいセンターを地元の自治会である柴橋自治会を指定管理者として管理をお願いしているが、令和3年3月31日をもって5年間の指定管理期間が終了することに伴い、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、引き続き柴橋自治会を指定管理者に指定し、その管理運営を行わせたくお諮りするものである。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

○田部総務課長

申し訳ありません。回答を保留した件について答えます。消防団の定数の基準であります。これについては、消防庁からガイドラインが示されており、平成 17 年に一部改正されている。それによると、消防団の管理する動力消防ポンプの種類ごとに規定する単位数と災害時の住民誘導のための小学校区内での居住面積並びに管轄区域並びに人口密度を勘案して算定する。これに基づいて算定すると当市の目安となる団員数は 500 人弱となる。改正後の条例定数 680 人は消防庁の基準は上回っている。

閉会 (10:56)